

熊本県公報

第 1 1 3 9 0 号

平成 18 年 4 月 5 日 (水)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………(障害者支援総室) 1
- 天草広域連合を組織する地方公共団体の数の増加、処理する事務の変更及び規約の変更の許可……………(市町村総室) 2
- 登録貸金業者の行政処分(業務の停止)……………(経営金融課) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定(訪問看護)……………(高齢者支援総室) 2
- "……………(通所介護)……………(") 3
- "……………(") 3
- 指定認知症対応型共同生活介護事業所の指定……………(") 3
- "……………(") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)……………(") 3
- "……………(") 4
- "……………(") 4
- 指定認知症対応型共同生活介護事業所の指定……………(") 4
- 種畜証明書の交付……………(畜産課) 4
- 熊本県精神障害者社会復帰施設使用料の収納事務委託……………(障害者支援総室) 4
- 保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課) 5
- "……………(") 5
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課) 5

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村計画・技術管理課) 5
- "……………(") 6
- 団体営土地改良事業施行の適否決定……………(") 6
- "……………(") 6
- 調理師試験の実施……………(健康づくり推進課) 6
- 道路の位置指定……………(建築課) 7
- "……………(") 8
- "……………(") 8
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画パートナーシップ推進課) 8
- "……………(") 8
- 荒尾都市計画道路の認可……………(都市計画課) 9
- 熊本県汎用型 GIS 活用方策調査業務……………(情報企画課) 9
- 建築許可に係る公開による意見の聴取……………(建築課) 10
- 団体営土地改良事業施行の適否決定……………(農村計画・技術管理課) 10
- "……………(") 10
- "……………(") 10
- "……………(") 10

登 載 依 頼

- 裁決手続開始決定(東下原)……………(用地対策課) 11
- "……………(下長谷)……………(") 11
- 公示による通知……………(") 12
- 教育委員会の会議の開催……………(教育政策課) 12
- 漁場計画に関する公聴会開催……………(天草不知火海区漁業調整委員会) 13

正 誤

- 平成 18 年 3 月 17 日熊本県告示第 286 号(保安林の指定の解除の予定)中……………(森林保全課) 15

告 示

熊本県告示第 394 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
内科	高添 啓二	平成 18 年 3 月 20 日	くまもと温石病院 下益城郡美里町中小路 835 番地
呼吸器科	新堀 俊文	平成 18 年 3 月 20 日	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 760 番地
内科	永野 忠相	平成 18 年 3 月 20 日	医療法人社団稲穂会 天草慈恵病院 天草郡苓北町上津深江 278 番地 10
リハビリテーション科	紫藤 泰二	平成 18 年 3 月 20 日	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目 2 番 1 号
内科	金子 篤志	平成 18 年 3 月 20 日	健康保険天草中央総合病院 本渡市東町 101 番地
内科	芹川 聖章	平成 18 年 3 月 20 日	健康保険天草中央総合病院 本渡市東町 101 番地
内科	松本 和也	平成 18 年 3 月 20 日	ニュー天草病院 本渡市太田町 2 番地 1
リハビリテーション科	佐久川 明美	平成 18 年 3 月 20 日	医療法人潤心会 熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室 955

熊本県告示第 395 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 18 年 3 月 27 日付けで天草広域連合長職務代理者から申請のあった天草広域連合を組織する地方公共団体の数の増加、処理する事務の変更及び規約の変更を平成 18 年 3 月 27 日付けで許可した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 396 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 36 条の規定による行政処分について、同法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 被処分者
 名 称 シンコウカード
 氏 名 末永 伸二
 主たる営業所等の所在地 玉名市岩崎 604 番地 ドリームビューヒルズ 205
 登録番号 熊本県知事（2）第 02249 号
 登録年月日 平成 18 年 1 月 15 日
- 行政処分の年月日
平成 18 年 3 月 27 日
- 行政処分の内容
平成 18 年 3 月 29 日から平成 18 年 9 月 24 日までの 180 日間の業務の停止（ただし、弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）
- 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第 36 条第 1 号及び第 8 号

熊本県告示第 397 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
和水町立病院訪問看護ステーション 玉名郡和水町江田 4040 番地	和水町	平成 18 年 3 月 1 日

熊本県告示第 398 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
光の森デイサービス 菊池郡菊陽町津久礼 3439 番地 5	有限会社エンゼル	平成 18 年 3 月 24 日

熊本県告示第 399 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
老人デイサービスセンター葉山苑天草事業所 天草市本町下河内 1354 番地	社会福祉法人啓世会	平成 18 年 3 月 27 日

熊本県告示第 400 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
グループホーム神苑 八代市松江本町 2 番 50 号	有限会社神苑	平成 18 年 3 月 27 日

熊本県告示第 401 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
グループホームえがお 球磨郡あさぎり町免田西 2195 番地 1	有限会社えがお	平成 18 年 3 月 27 日

熊本県告示第 402 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
楽しい家千町 下益城郡城南町 2528 番地	社会福祉法人上ノ郷福祉会	平成 18 年 3 月 27 日

熊本県告示第 403 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
保健福祉サービスほっとふぁみりい 上益城郡益城町宮園 664 番地 1	有限会社ほっとふぁみりい	平成 18 年 3 月 27 日

熊本県告示第 404 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスすみよし 宇土市網津町 68-1	医療法人社団金森会	平成 18 年 3 月 27 日

熊本県告示第 405 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム清泉 菊池郡七城町亀尾 2484 番地	社会福祉法人愛敬会	平成 18 年 3 月 27 日

熊本県告示第 406 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査実績

検査日	種畜証明書番号 (平 17 熊本県臨)	名 号	種 類	検査成績	飼養者	検査場所
平成 18 年 3 月 22 日 (水)	第 22 号	姫光重	肉用牛	1 級	熊本県農業 研究セン ター	合志市栄 3801
	第 23 号	秋光重	肉用牛	1 級		
	第 24 号	光吉	肉用牛	1 級		

熊本県告示第 407 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり手数料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容
熊本県精神障害者社会復帰施設条例第 9 条に規定する使用料
- 2 委託の相手方
社団法人熊本県精神科病院協会 熊本市水前寺六丁目 43 番 7 号くませいビル

- 3 委託する日
平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 408 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字久米字石上野 1559 の 2、
1559 の 3
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 409 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県玉名郡南関町大字四ツ原字小代 3168 の 319（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 解除の理由 林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに南関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 410 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
楽しい家千町 下益城郡城南町千町 2528 番地	社会福祉法人上ノ郷福祉会	平成 18 年 3 月 27 日

熊本県告示第 411 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県宇城市豊野町山崎字荒平 2057 の 1
2 指定の目的 水源のかん養
3 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第 246 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営画図南部地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたいので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日

以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営画図南部地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 6 日から平成 18 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第 247 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営高塚地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営高塚地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 6 日から平成 18 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
氷川町役場

熊本県公告第 248 号

玉名市長島津勇典から協議のあった天水 2 期地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 18 年 3 月 27 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
天水 2 期地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 6 日から平成 18 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第 249 号

玉名市長島津勇典から協議のあった天水 2 期地区土地改良事業（農業用道路）の施行については、平成 18 年 3 月 27 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
天水 2 期地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 6 日から平成 18 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第 250 号

調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 18 年度調理師試験を次の要領で実施する。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験期日
平成 18 年 8 月 16 日（水）

- 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 試験場所
熊本県立大学 熊本市月出三丁目 1 番 100 号
- 3 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 4 受験資格
- (1) 学 歴 学校教育法第 47 条（高等学校の入学資格）に規定する者
- (2) 調理実務経験 食品衛生法施行令第 35 条第 1 号、第 14 号若しくは第 32 号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舍、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1 回 20 食以上又は 1 日 50 食以上）において、週 4 日以上かつ 1 日 6 時間以上の勤務で、2 年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
- (1) 願書の配付
各保健所、熊本市の各保健福祉センター及び熊本県健康福祉部健康づくり推進課で配付する。ただし、県外居住者にあつては郵送での配付も行う。その場合、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書き、あて先を明記し、90 円切手をはった返信用封筒（縦 23.5 センチメートル、横 12 センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）に請求すること。
- (2) 願書受付期間
平成 18 年 6 月 5 日（月）から平成 18 年 6 月 9 日（金）までとし、受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、郵送による受験申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成 18 年 6 月 9 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (3) 願書提出先
願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により願書を提出するとき（県外居住者の申込みに限る。）は、必ず書留郵便とし、「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）に送付すること。
- ア 熊本市居住者にあつては、熊本市保健所食品保健課
- イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
- ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康づくり推進課
- (4) 提出書類
- ア 受験願書（調理業務従事証明書を含む。） 1 部
- イ 卒業証明書又は卒業証書の写し 1 部
学校教育法第 47 条（高等学校の入学資格）に該当することを証する書類
卒業証書の写しの場合は、原本を提示して照合を受けること。
- ウ 写真 1 枚
提出前 6 か月以内に上半身を脱帽して正面から撮影した、縦 5 センチメートル、横 4.5 センチメートルの本人であることが確認できる写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を明記したもの。
- エ 戸籍抄本又は戸籍謄本 1 部
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名と現在の氏名が異なる者に限る。
提出前 6 か月以内に交付されたもの。
- (5) 受験手数料
6,200 円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200 円分の郵便小為替）
受験願書受理後の受験手数料は、一切返還しない。
- (6) 受験票の交付
受験票は、受験願書審査後受験者に郵送により交付する。
- 6 合格発表
合格者は、平成 18 年 8 月 31 日（木）午前 10 時に熊本県庁本館 1 階ロビー、各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 7 その他
- (1) 受験手続きその他の問い合わせは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康づくり推進課（電話 096-333-2208）に行うこと。
- (2) 熊本県個人情報保護条例第 22 条に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を、受験者のうち希望する者に開示するものとする。
なお、開示期間は合格発表の日から 1 か月以内とし、開示場所は熊本県健康福祉部健康づくり推進課とする。

熊本県公告第 251 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 水俣市百間町二丁目 3 番 22 号
- 2 築造者の氏名 有限会社日の出建材
- 3 道路の位置 水俣市桜ヶ丘 72 番 10
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 34.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 3 月 16 日
- 7 指定番号 芦北企調第 21 号

熊本県公告第 252 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土市浦田町 51 番地
- 2 築造者の氏名 宇土市
- 3 道路の位置 宇土市新町一丁目宇浦田 146 番 3
- 4 道路の幅員 6.08 メートル
- 5 道路の延長 39.85 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 3 月 22 日
- 7 指定番号 宇城景建第 59 号

熊本県公告第 253 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名郡長洲町大字宮野 2088 番地 8
- 2 築造者の氏名 藤井勝子
- 3 道路の位置 玉名郡長洲町大字宮野字花坂 2088 番地 21、同 2088 番地 60、同 2088 番地 62
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.06 メートルまで
- 5 道路の延長 20.9 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 3 月 23 日
- 7 指定番号 玉名景建第 88 号

熊本県公告第 254 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 3 月 10 日
- 2 名称
NPO 法人宇城市環境保全隊
- 3 代表者の氏名
小篠 武明
- 4 主たる事務所の所在地
宇城市不知火町長崎 183 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、宇城市内において、環境保全に関する事業を行い、地域環境の保全に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 255 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 3 月 10 日
- 2 名称
NPO 法人農業土木くまもと
- 3 代表者の氏名
藤本 幸男

- 4 主たる事務所の所在地
熊本市水前寺六丁目 41 番 5 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、農村地域に対して、環境の保全、調和、災害復旧及び防災の技術支援や情報提供事業を行い、農村地域が安全・安心で文化的な暮らしが出来る地域づくりと地域全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 256 号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 9 年建設省告示第 343 号荒尾都市計画道路事業 3・2・1 号荒尾海岸線及び 3・4・4 号市屋深瀬線
- 3 事務所の所在地 熊本県玉名市岩崎 1004-1
- 4 事業施行期間 平成 9 年 3 月 4 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- 5 事業地 収用の部分 平成 9 年建設省告示第 343 号及び平成 15 年九州地方整備局告示第 70 号の事業地のうち大字荒尾字下磯地内において事業地を変更する。
使用の部分 なし

熊本県公告第 257 号

熊本県及び県内各市町村が共同で汎用型 GIS の構築の必要性を検討するために「汎用型 GIS 活用方策調査業務」の実施を予定しているので、当該業務に係る提案資料等を募集する。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託業務概要
 - (1) 名称
熊本県汎用型 GIS 活用方策調査業務
 - (2) 概要
熊本県及び県内各市町村が共同で汎用型 GIS の構築の必要性を検討するために「熊本県汎用型 GIS 活用方策調査業務」を委託する。
 - 2 提案資料等の内容
提案資料等に記載する内容については、「熊本県汎用型 GIS 活用方策調査業務企画提案実施要領」において明示する。
 - 3 委託期間
平成 18 年 4 月 26 日から平成 18 年 9 月 29 日まで
 - 4 提案参加資格
次に掲げる条件をすべて満たすものであること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務（取扱業種 01 情報システムに関する企画、設計、開発及び維持管理等並びに 02 情報通信ネットワークに関する企画、設計、開発及び維持管理等）に登録された者であること。
 - (2) 行政機関において統合型 GIS に係る調査、企画立案、設計または開発業務の受託実績を有し、若しくはこれに相当する知識を有すること。
 - (3) 国の電子政府構想や本県の電子県庁の考え方を理解し、情報システムの設計・開発のみならず、制度・事務手続きの見直しを立案・推進する能力を有すること。
 - (4) 本委託業務の内容を理解し、具体的な作業手順を立案し、管理する能力を有すること。
 - 5 提案資料の提出期限
 - (1) 受付期限 平成 18 年 4 月 14 日（金曜）午後 5 時（郵送による場合は必着のこと。）
 - (2) 受付場所 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 地域振興部情報企画課（電話番号 096-333-2145）
 - 6 説明書の交付等
この公告に基づき提案資料等の提供を行う者に対して、次のとおり「熊本県汎用型 GIS 活用方策調査業務企画提案実施要領」を交付する。
 - (1) 交付期限 平成 18 年 4 月 11 日（火曜）午後 5 時
 - (2) 交付場所 5 の（2）に同じ。
 - 7 この業務委託の詳細は、「熊本県汎用型 GIS 活用方策調査業務仕様書」による。
 - 8 その他
この公告に基づき提案された提案資料等の中から優秀と認められるものを選定のうえ、業務委託するものとする。
-

熊本県公告第 258 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 13 項の規定により、同条第 1 項ただし書の許可に係る公開の意見の聴取を次のとおり実施する。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時 平成 18 年 4 月 12 日（水）午後 2 時から
- 2 開催場所 菊池市総合体育館会議室 菊池市亘 538 番 2
- 3 聴取事項 菊池市隈府 888 菊池市長福村三男の申請に係る菊池市隈府字城山 1190 番 1 他において弓道場を新築することについて

熊本県公告第 259 号

菊池市菊池市土地改良区理事長福村三男から認可の申請があった土地改良事業の施行については、平成 18 年 3 月 29 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
寺小野地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
変更後の菊池市土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 6 日から平成 18 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所
菊池市土地改良区事務所

熊本県公告第 260 号

菊池市菊池市土地改良区理事長福村三男から認可の申請があった土地改良事業の施行については、平成 18 年 3 月 29 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
宝永隧道地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 6 日から平成 18 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所
菊池市土地改良区事務所

熊本県公告第 261 号

山都町長甲斐利幸から協議のあった郷野原地区土地改良事業（農業用道路）の施行については、平成 18 年 3 月 29 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
郷野原地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 6 日から平成 18 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第 262 号

宇城市長阿曾田清から協議のあった南小川地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 18 年 3 月 29 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法

律第 195 号) 第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
南小川地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 18 年 4 月 6 日から平成 18 年 5 月 8 日まで
- 縦覧場所
宇城市役所

登 載 依 頼

熊本県収用委員会公告第 57 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 起業者の名称 熊本県
- 事業の種類
県道大牟田南関線改築工事（南関バイパス・熊本県玉名郡南関町大字関町字下長谷地内から同町大字関外目字松田地内まで）
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県玉名郡南関町大字関町字東下原

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
716 番 1	畑	畑	940	940.18	940.18
717 番	畑	畑	1,715	1,715.14	990.56

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
な し

- 土地所有者の氏名及び住所
坂井龍一
福岡県大牟田市大字四ヶ 588 番
- 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
根抵当権者
南筑後農業協同組合
福岡県山門郡瀬高町大字下庄 774 番地の 1
- 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 18 年 3 月 24 日

熊本県収用委員会公告第 58 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 起業者の名称 熊本県
- 事業の種類
県道大牟田南関線改築工事（南関バイパス・熊本県玉名郡南関町大字関町字下長谷地内から同町大字関外目字松田地内まで）
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県玉名郡南関町大字関町

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
下長谷	865 番 3	墓地	山林	13	13.10	13.10

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所
不明 ただし
登記記録表題部所有者欄記載
戸上サキ
存否不明
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 18 年 3 月 24 日

熊本県収用委員会公告第 59 号

公 示 に よ る 通 知
熊本県玉名郡南関町大字関町字下長谷 865 番 3 の土地所有者
登記記録表題部所有者欄記載
氏名 戸上サキ
存否不明

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 18 年 3 月 27 日付け熊収第 218 号の書面（県道大牟田南関線改築工事に係る土地収用案件の審理開催通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成 18 年 4 月 17 日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県教育委員会公告第 8 号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成 18 年 4 月 5 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成 18 年 4 月 11 日（火）午後 2 時 00 分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 7 階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 平成 18 年度熊本県教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について
 - (2) 熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (3) 教職員研修の見直しについて
 - (4) 当初予算概要について
 - (5) 平成 18 年度熊本県立高等学校入学者選抜結果について
 - (6) 平成 18 年度熊本県公立特殊教育諸学校高等部入学者選抜検査結果について
 - (7) その他
- 4 傍聴人の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴受付は、会議当日午後 1 時 30 分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配布する。
 - (2) 午後 1 時 50 分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後 1 時 50 分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県教育委員会事務局教育政策課
（電話 096-333-2675）

天草不知火海区漁業調整委員会告示第 1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、漁業権免許漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所、漁場計画の概要を次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 5 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 尚 彦

- 1 開催日時 平成 18 年 4 月 25 日（火）午後 1 時から
- 2 開催場所 熊本県庁本館 8 階 802 会議室（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）
- 3 漁場計画の概要
別記のとおり
なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局（県庁水産振興課内）及び熊本県天草地域振興局農林水産部水産課において閲覧に供する。
- 4 その他
公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を公聴会開催前までに提出してください。
なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を準備しておいてください。

別記

漁場計画番号 天区第 121 号

- 1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
(2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
(3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点 1 熊本県漁場基点天第 255 号（天草市御所浦町牧島グミノ木崎南端）
ア 基点 1 と天草市御所浦町牧島串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 351 度・1,180 メートルのところ
イ 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 350 度・1,260 メートルのところ
ウ 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 355 度・1,280 メートルのところ
エ 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 356 度・1,200 メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町
- 3 制限又は条件
(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 122 号

- 1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
(2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
(3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点 1 熊本県漁場基点天第 273 号（天草市御所浦町牧島奥法崎南西端）
ア 基点 1 と天草市御所浦町牧島串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度・430 メートルのところ
イ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 350 度・395 メートルのところ
ウ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 347 度 30 分・585 メートルのところ
エ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 359 度 30 分・610 メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町
- 3 制限又は条件
(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 123 号

- 1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
(2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
(3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点 1 熊本県漁場基点天第 255 号（天草市御所浦町牧島グミノ木崎南端）
ア 基点 1 と天草市御所浦町牧島串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 346 度 30 分・1,120 メートルのところ
イ 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 344 度 45 分・1,190 メートルのところ
ウ 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 349 度・1,235 メー

- トルのところ
 エ 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 350 度 45 分・1,165
 メートルのところ
 2 地元地区 天草市御所浦町
 3 制限又は条件
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 124 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 基点 1 熊本県漁場基点天第 255 号(天草市御所浦町牧島グミノ木崎南端)
 ア 基点 1 と天草市御所浦町牧島串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ
 339 度・1,050 メートルのところ
 イ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 335 度・1,140 メー
 ルのところ
 ウ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 337 度 10 分・1,170 メ
 ートルのところ
 エ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 341 度・1,085 メー
 ルのところ
 2 地元地区 天草市御所浦町
 3 制限又は条件
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 125 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
 (3) 漁場の位置 天草市栖本町古江地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 基点 1 熊本県漁場基点天第 217 号(天草市栖本町猪子田漁港沖の瀬堤防南側取付基部)
 ア 基点 1 と天草市栖本町古江南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 345 度 13
 分・704 メートルのところ
 イ 基点 1 と古江南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 347 度 8 分・846 メー
 ルのところ
 ウ 基点 1 と古江南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 355 度 45 分・835 メー
 ルのところ
 エ 基点 1 と古江南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 355 度 5 分・686 メー
 ルのところ
 2 地元地区 天草市栖本町
 3 制限又は条件
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 126 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
 (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 基点 1 熊本県漁場基点天第 406 号(熊本県漁場基点天第 224 号(落人鼻南端)と平瀬
 島東端を見通した線から天第 224 号を基点として右へ 288 度 10 分の線が天草市倉岳町元首
 鼻の最大高潮時海岸線と交わる場所)
 ア 基点 1 と天草市倉岳町小島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 259 度 30
 分・225 メートルのところ
 イ 基点 1 と小島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 322 度・335 メートルの
 ところ
 ウ 基点 1 と小島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 357 度 30 分・245 メー
 ルのところ
 エ 基点 1 と小島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 204 度 30 分・55 メー
 ルのところ
 2 地元地区 天草市倉岳町
 3 制限又は条件
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 127 号

- 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
(2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
(3) 漁場の位置 天草市下浦町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点 1 熊本県漁場基点天第 211 号 (天草市下浦町下血塚島東端)
ア 基点 1 と天草市下浦町戸の崎鼻西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 324 度 45 分・708 メートルのところ
イ 基点 1 と戸の崎鼻西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 315 度 45 分・765 メートルのところ
ウ 基点 1 と戸の崎鼻西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 321 度 30 分・933 メートルのところ
エ 基点 1 と戸の崎鼻西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 329 度 15 分・889 メートルのところ
2 地元地区 天草市下浦町
3 制限又は条件
(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

正 誤

平成 18 年 3 月 17 日熊本県告示第 286 号 (保安林の指定の解除の予定) 中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
9	34	2705 の 6	1705 の 6

